

6 補装具・日常生活用具など



車いすや義手など、障がい者の身体機能を補助する福祉用具の中には、給付又は貸与されるものもあります。また、購入に要する費用の一部が補助されるものもあります。

1 補装具の購入・修理

<p>内 容</p>	<p>身体の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の購入・修理の費用を助成します。すべての品目において事前に申請が必要です。品目により受けられる要件が違います。原則一割負担となりますが、所得金額によっては給付が受けられない場合があります。</p> <p>*介護保険対象の方は介護保険制度、医療保険対象の方は医療保険制度、労災の制度適用の方は労災制度をそれぞれ優先利用してください。</p> <p>①視覚障がいの方 盲人安全つえ・義眼・遮光眼鏡など</p> <p>②聴覚障がいの方 補聴器（ポケット形・耳かけ形など）</p> <p>③肢体不自由障がいの方 義肢（義手・義足）・装具（下肢装具・靴型装具・体幹装具・上肢装具） 座位保持装置 車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ（松葉つえ・多点杖など）</p> <p>④肢体不自由障がいと音声言語機能障がい3級との重複の方 重度障がい者用意思伝達装置</p>
<p>用意するもの</p>	<p>① 補装具の見積書（市の登録業者のもの） ② 身体障がい者手帳 ③ 印鑑 ④ 補装具各品目ごとの必要資料・意見書など</p>
<p>窓 口</p>	<p>障がい福祉課（市役所1階） TEL 85-6186 FAX 84-5764</p>

2

日常生活用具の支給・貸与

在宅の重度障がい者・児が自力で日常生活をおくるための日常生活用具を支給・貸与します。すべての品目について事前に申請が必要です。

種目、年齢により支給要件が異なります。原則一割負担となりますが、所得金額によっては給付が受けられない場合があります。

※数字の下に*のついた品目は介護保険・高齢者などの日常生活用具給付対象品目となります。それぞれの制度を優先利用してください。

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

支給種目

	種目	性能等	対象者	金額	耐用年数
1*	特殊寝台（訓練用ベッド）	腕、脚などの訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の方	154,000円	8年
2*	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁などによる汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	3歳以上で、下肢若しくは体幹機能障がい2級以上又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度のいずれかの方で、常時介護が必要な方	19,600円	5年
3*	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障がい1級の常時介護が必要な方	67,000円	5年
4	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	3歳以上で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、入浴に当たって、家族など他の人の介助が必要な方	82,400円	5年
5*	体位変換器	介助者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の方で、下着交換などに当たって、家族など他の人の介助が必要な方	15,000円	5年
6*	移動用リフト	介護者が重度身体障がい者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	3歳以上で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の方	159,000円	4年

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
7	訓練いす	原則として付属のテーブルを付けるもの	3歳以上18歳未満で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の方	33,000円	5年
8*	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水などを補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	3歳以上で、下肢障がい4級又は体幹機能障がい3級以上の方で、入浴に介助を必要とする方	90,000円	8年
9*	便器	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりを含む。取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	学齢児以上で、下肢障がい4級又は体幹機能障がい3級以上の方	10,000円	8年
10	T字状・棒状のつえ	1本のみで使用で歩行を安定させることができ、障がい者が容易に使用できるもの（夜光材なども含む。）	下肢・体幹・平衡・移動機能に障がいがあり、歩行可能な方（入院・入所中の方も申請できます。）	木材製 3,500円 軽金属製 4,500円	3年
11*	移動・移乗支援用具	障がい者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安全性を有し、転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などのできる手すり、スロープなど（設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	3歳以上で、平行機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動において介助が必要な方	60,000円	8年
12	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳のどれかをお持ちの方で、てんかんなどの発作又は身体の状態により歩行が不安定などの理由により頻繁に転倒するため必要がある方（入院・入所中の方も申請できます。）	スポンジ、革が主材料のもの 15,200円 スポンジ、革、プラスチックが主材料のもの 36,750円	3年
13	特殊便器	足踏みペダルなどにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	学齢児以上で、上肢障がい2級以上又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度の方	151,200円	8年

※数字の下に*のついた品目は介護保険・高齢者などの日常生活用具給付対象品目となります。それぞれの制度を優先利用してください。

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
14*	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	障がい等級2級以上又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度の方で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する方	15,500円	8年
15*	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	障がい等級2級以上又は療育手帳の判定が重度若しくは最重度の方で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する方	28,700円	8年
16*	電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18歳以上の視覚障がい2級以上の方で、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方	41,000円	6年
17	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上で視覚障がい2級以上の方	7,000円	10年
18	聴覚障がい者用屋内信号装置	声、音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	12歳以上の聴覚障がい2級の方で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方	87,400円	10年
19	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	3歳以上で腎臓機能障がいの方	51,500円	5年
20	ネブライザー	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい又は音声言語機能障がい等で喉頭を摘出した方	36,000円	5年
21	電気式たん吸引器	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい又は音声言語機能障がい等で喉頭を摘出した方	56,400円	5年
22	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000円	10年
23	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の視覚障がい2級以上の方で視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方	9,000円	5年
24	盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の視覚障がい2級以上の方で視覚障がい者のみの世帯に属する方	18,000円	5年

※数字の下に*のついた品目は介護保険・高齢者などの日常生活用具給付対象品目となります。それぞれの制度を優先利用してください。

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
25	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上の音声言語機能障がい又は肢体不自由障がいの方で、発声又は発語に著しい障がいを有する方（入院・入所中の方も申請できます。）	98,800 円	5 年
26	情報・通信支援用具	情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用する際に必要となる周辺機器、ソフトなどで、障がいがあることにより必要となり、かつ、社会参加の促進を図ることができるもの	学齢児以上の視覚又は上肢障がい2級以上の方	100,000 円	6 年
27	点字ディスプレイ	文字などのコンピュータの画面情報を点字などにより示すことのできるもの	学齢児以上の視覚障がい2級以上の方で聴覚障がい2級の障がい重複している方	383,500 円	6 年
28	点字器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの 【標準型】 32マス18行程度、両面書のもの 【携帯用】 32マス、金属製は4行程度、プラスチック製は12行程度、片面書のもの	学齢児以上の視覚障がいの方で、日常生活に点字を必要とする方（入院・入所中の方も申請できます。）	標準型 金属製 10,400 円 プラスチック製 6,600 円 携帯用 金属製 7,200 円 プラスチック製 1,650 円	標準型 7 年 携帯用 5 年
29	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の方（就労若しくは就学している方又は就労が見込まれている方）	63,100 円	5 年

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用 年数
30	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー・音声IC タグレコーダー	<p>【ポータブルレコーダー】 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの</p> <p>【音声ICタグレコーダー】 視力に障がいをもつ者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの</p>	学齢児以上で、視覚障がい2級以上の方	<p>ポータブルレコーダー 89,800円</p> <p>音声ICタグレコーダー 59,800円</p>	6年
31	視覚障がい者用 活字文書読上げ 装置	文字情報と同一紙面に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの又は紙面に印刷された文字情報を音声で読み上げることができる機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上で、視覚障がい2級以上の方	115,000円	6年
32	視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷物など）の上におくことで、簡単に拡大された画像（文字など）をモニターに映し出せるもの	学齢児以上の視覚障がい者で、本装置により文字などを読むことが可能になる方	198,000円	8年

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
33	盲人用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	学齢児以上で、視覚障がい2級以上の方（入院・入所中の方も申請できます。）	13,300円	10年
34	聴覚障がい者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	学齢児以上で、聴覚障がい4級以上又は音声言語機能障がいがあり、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要な方	40,000円	5年
35	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	聴覚障がい者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900円	6年
36	人工喉頭	<p>【笛式】 呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニールなどの管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（気管カニューレ付を含む。）</p> <p>【電動式】 顎下部などにあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器代を含む。）</p>	喉頭摘出により音声機能を喪失した方（入院・入所中の方も申請できます。）	<p>笛式 8,100円</p> <p>電動式 70,100円</p>	<p>笛式 4年</p> <p>電動式 5年</p>
37	点字図書	月刊や週刊などで発行されている雑誌を除く点字図書	視覚障がい者で、主に情報の入手を点字によっている方	年間6タイトル又は24巻を限度とし、無料。ただし、一般図書の購入価格相当額は自己負担となります。	—

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
38	ストマ装具	低刺激性の粘着材を使用した密封型若しくは下部開放型の収納袋又は密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付のものであって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	蓄便袋 直腸機能障がい、ストマを造設した方 蓄尿袋 膀胱機能障がい、ストマを造設した方 (それぞれ入院・入所中の方も申請できます。)	蓄便袋 8,858円 (1か月当たり) 蓄尿袋 11,639円 (1か月当たり)	—
39	収尿器	体に固定して尿を溜めておくもので、障がい者が容易に使用できるもの	下肢・体幹機能障がい、排尿障がい(特に失禁)のある方(入院・入所中の方も申請できます。)	男性用 7,700円 女性用 8,500円	1年
40	紙おむつなど(紙おむつ、脱脂綿など、洗腸用具のうちいずれか一つ)	【紙おむつ】 介助者が容易に使用できるもの 【脱脂綿など】 脱脂綿、サラン、ガーゼなど衛生用品で、介助者が容易に使用できるもの 【洗腸用具】 介助者が容易に使用できるもの	3歳以上の次のいずれかの条件を満たし、必要があると認められる方(入院・入所中の方も申請できます。) ア ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着できない方 イ 二分脊椎など先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある方 ウ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある方 エ 脳性麻痺など脳原性運動機能障がい6歳未満に発生したことにより、排尿若しくは排便の意思表示が言語に限らずあらゆる方法によってもできない方	紙おむつなど 12,000円 (1か月当たり) 脱脂綿など 12,000円 (1か月当たり) 洗腸用具 12,000円	洗腸用具 0.5年

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

	種 目	性能等	対象者	金 額	耐用年数
41 *	居宅生活動作補助用具	障がい者の移動などを円滑にする次の居宅生活動作補助用具と住宅改修 ア 手すりの取付け イ 段差の改修 ウ 滑り防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸などへの扉の取替え オ 洋式便器などへの便器の取替え カ その他アからオまでの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	視覚、下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）があり、障がい等級3級以上の方。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の障がいもある方に限ります。	200,000 円	1 家屋につき1回限り。ただし、家屋を移転した場合は、直前の申請から5年を経過しない時は申請できません。

※数字の下に*のついた品目は介護保険・高齢者などの日常生活用具給付対象品目となります。それぞれの制度を優先利用してください。

※表中の障がい等級は各障がいの個別の等級です。

用意するもの	① 用具の見積書（市の登録業者のもの） ② 各種障がい者手帳 ③ 印鑑 ④ 種目によりその他カタログの写し・意見書	
窓 口	障がい福祉課（市役所1階）	TEL 85-6186 FAX 84-5764

貸与種目

種 目	性能等	対象者
緊急通報システムの設置	緊急事態が発生した時、ボタンを押すと119番通報するもの * 光回線など、通信環境により設置できない場合があります。	外出が困難なため緊急時における連絡手段の確保が困難な重度身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯

窓 口	高齢福祉課（市役所1階）	TEL 85-6364 FAX 84-5764
-----	--------------	-------------------------

